附　則

（施行期日）

1　この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。

（道路運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の道路運送法施行規則第五十一条の七第一号に規定する運営協議会は、第三条の規定による改正後の道路運送法施行規則第四条第二項に規定する地域公共交通会議とみなす。

○国土交通省令第七十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　宮下　一郎

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　原動機付自転車の保安基準	第三章　原動機付自転車の保安基準
第一節　一般原動機付自転車の保安基準（第五十九条―第六十六条の四の二）	第一節　一般原動機付自転車の保安基準（第五十九条―第六十六条の四）
第二節・第三節　（略）	第二節・第三節　（略）
第四章　（略）	第四章　（略）
附則	附則
（長さ、幅及び高さ）	（長さ、幅及び高さ）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲を超えて突出していてはならない。	2　次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲内で突出することができる。
一　外開き式の窓及び換気装置並びに第四十四条第五項の装置　その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満又はその自動車の高さから三百ミリメートル未満	一　外開き式の窓及び換気装置並びに第四十四条第六項の装置　その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満、その自動車の高さから三百ミリメートル未満
二　後写鏡及び後方等確認装置（自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。以下同じ。）　その自動車の最外側（その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車に備える場合にあつては、その被牽引自動車の最外側）から二百五十ミリメートル未満又はその自動車の高さから三百ミリメートル未満	二　後写鏡及び後方等確認装置（自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。第四十四条において同じ。）　その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満（その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車に備える場合にあつては、その被牽引自動車の最外側から二百五十ミリメートル以下）、その自動車の高さから三百ミリメートル未満
（削る）	三　側方衝突警報装置　その自動車の最外側から百ミリメートル以下
三　自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置　その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満かつその自動車の高さから三百ミリメートル未満であつて告示で定める突出量の範囲	四　自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置　告示で定める突出量